

平成23年1月12日

お身体に障がいのあるお客さまに配慮した取組みについて

当金庫では、CS（お客さま満足度）向上と、CSR（企業の社会的責任）の取組みの一環として、お身体に障がいのあるお客さまに配慮した取組みを下記のとおり実施しています。

記

1. 代筆の取扱い

窓口で預金口座開設や入出金および振込などのお取引を行う際に、目や手が不自由でお客さまによる自署が困難であると認められた場合には、お客さまの同伴者または当金庫職員による代筆のお取扱いをいたします。

2. 取引内容の説明

通帳等の提示を受け、口座の入出金などの取引内容を知りたい旨の申し出を受けた場合には、通帳を記帳の上、当金庫職員が取引内容の読み上げを行います。

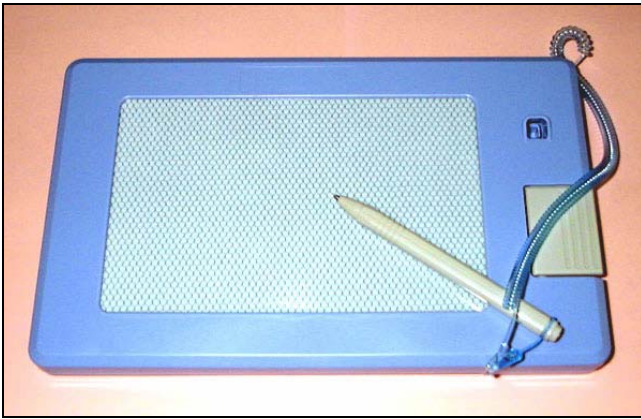
3. 窓口振込手数料の引下げ

平成22年11月30日より、お身体の障がいによりATM操作によるお振込が出来ない旨の申し出を受けた場合には、振込手数料をATM振込と同額に引下げた上で、窓口で振込を受付しております。

4. 筆談機・コミュニケーションボード・音声拡聴器の設置

耳の不自由なお客さまや外国人のお客さまなどが、希望される取引や手続きを円滑に伝えていただくツールとして、「筆談機」、「コミュニケーションボード」を、耳の遠いお客さまには「音声拡聴器」を各店の窓口に設置しております。

【筆談機】



【コミュニケーションボード】



【音声拡聴器】



* 取扱い方法については、お近くの窓口までお問合せください。